国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和　６年　８月２７日
国土交通省東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所

成瀬ダムの建設に関する基本計画（第４回変更）を告示しました

国土交通省では、成瀬ダムの建設に関する基本計画の変更について、本日告示しました。
令和９年度の完成に向け、引き続き品質、安全を確保しつつ、最大限のコスト縮減に取り組んで参ります。

国土交通省東北地方整備局では、雄物川流域の洪水被害の軽減、既得用水の補給など流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の補給、発電を目的に成瀬ダム建設事業を進めています。

今般、成瀬ダム建設事業について、特定多目的ダム法第４条に基づく基本計画の変更（事業工期および事業費の変更）について、秋田県知事等の意見聴取、関係省庁との協議等の必要な手続きが完了し、本日告示しました。

令和９年度の完成に向け、引き続き、品質、安全を確保しつつ、継続的かつ実効性のあるコスト縮減に取り組んで参ります。

【変更内容の概要】
・工期を令和８年度から令和９年度に１年間延伸
・事業費を約 2,230 億円から約 2,600 億円に約 370 億円増

【変更理由】
（１）働き方改革関連法に基づく労働条件を考慮した適切な工期の確保により、工期の変更が必要となりました。
（２）基本計画第３回変更以降に生じた社会的要因の変化および現場条件の変化等による変更が必要となり、コスト縮減の工夫をしてもなお、事業費の変更が必要となりました。

（添付資料）
○　別紙　成瀬ダムの建設に関する基本計画（第４回変更）

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　成瀬ダム工事事務所
〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田９７－１
電話番号：０１８２－２３－８４５０（代表）
副 所 長　菅原（すがわら）　崇之（たかゆき）　（内線２０４）

別 紙

成瀬ダムの建設に関する基本計画（第４回変更）

当 初 計 画	（国土交通省告示第８８７号 平成１３年　５月２９日）
第１回変更	（国土交通省告示第３０４号 平成２６年　３月１２日）
第２回変更	（国土交通省告示第８２２号 平成２９年　９月１２日）
第３回変更	（国土交通省告示第１２５５号 令和　３年　９月１０日）
第４回変更	（国土交通省告示第１１１３号 令和　６年　８月　２７日）

国土交通省

1.建設の目的

(1) 洪水調節

成瀬ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒460立方メートルのうち、毎秒410立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持

成瀬ダム下流において、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) かんがい

皆瀬川、成瀬川及び雄物川沿岸の約10,050ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。

(4) 水道

湯沢市、横手市及び大仙市に対して、新たに１日最大13,164立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

(5) 発電

成瀬ダムの建設に伴って新設される成瀬発電所（仮称）において、最大出力5,800キロワットの発電を行う。

2.位置及び名称

(1) 位置

雄物川水系成瀬川

右岸　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字トクラ

左岸　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字白岩小沢

(2) 名称

成瀬ダム

3.規模及び型式

(1) 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。） 114.5メートル

(2) 型式

台形ＣＳＧダム

4.貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ　総貯留量

最高水位は、標高527.8メートルとし、総貯留量は、78,500,000立方メートルとする。

ロ　有効貯留量

最低水位は、標高465.3メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高527.8メートルから標高465.3メートルまでの有効水深62.5メートルに対する貯留量75,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ　洪水調節

洪水調節は、標高527.8メートルから518.6メートルまでの容量19,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

ロ　流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大26,500,000立方メートルとする。

ハ　かんがい

皆瀬川、成瀬川及び雄物川沿岸のかんがい用水として、安養寺地点下流において新たに次に掲げる水量から有効雨量及び地区内利用可能水量を控除した水量の取水を可能ならしめるものとする。

（単位・１秒間につき立方メートル）

期　　間	最大水量	平均水量
１月１日から５月５日まで	5.000	5.000
５月６日から５月20日まで	27.353	19.037
５月21日から９月５日まで	20.971	5.609
９月６日から12月31日まで	5.000	5.000

かんがい用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大28,300,000立方メートルとする。

ただし、かんがいのための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

ニ　水道

湯沢市の水道用水として、新たに１日最大2,329立方メートル、横手市の水道用水として、新たに１日最大7,840立方メートル、大仙市の水道用水として、新たに１日最大2,995立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

湯沢市の水道用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大212,280立方メートル、横手市の水道用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大714,720立方メートル、大仙市の水道用水のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルのうち最大273,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

ホ　発電

成瀬発電所の取水量は、毎秒8.0立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高518.6メートルから標高465.3メートルまでの容量56,000,000立方メートルとする。

ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがい、ニに規定する水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流により水位を低下させる場合を除き行ってはならない。

5.ダム使用権の設定予定者

湯沢市（水道）
横手市（水道）
大仙市（水道）
秋田県（発電）

6.建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額

約2,600億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ　河川法第59条及び第60条第１項の規定に基づく国及び秋田県の負担額

建設に要する費用の額から約29百万円を除いた額に1,000分の990を乗じて得た額とする。このうち、かんがいに係る負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の192を乗じて得た額（当該負担額の10分の１は、特定多目的ダム法第10条第１項の規定に基づき流水をかんがいの用に供するものの負担とする。）とする。

ロ　特定多目的ダム法第７条第１項の規定に基づく湯沢市（水道）、横手市（水道）、大仙市（水道）及び秋田県（発電）の負担額

湯沢市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の１を乗じて得た額及び約29百万円とする。

横手市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の3.6を乗じて得た額とする。

大仙市（水道）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の1.4を乗じて得た額とする。

秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用から約29百万円を除いた額に1,000分の４を乗じて得た額とする。

7.工期

昭和58年度から令和9年度までの予定